

令和4年第22回

美幌町農業委員会総会議事録

令和4年1月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
振興部会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	18番	木村勝彦君		19番	鎌仲照幸君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和4年第22回 美幌町農業委員会総会
令和4年1月25日 午後1時30分開会

- | | | |
|---------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第39号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第94号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 7 | 議案第95号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 8 | 議案第96号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第97号 | 現況証明願について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和4年第22回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号8番 武田委員、同じく議席番号9番 中川委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並一三委員、同じく議席番号10番 小林委員、同じく議席番号11番 重清委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第39号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第39号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第6、議案第94号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号48号。
事務局	内容番号48号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和3年12月20日、土地引渡日は令和3年12月20日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号48号は適当と認めます。 内容番号49号。
事務局	内容番号49号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和2年11月25日から令和7年11月24日までの5年間、合意解約年月日は令和4年1月11日、土地引渡日は令和4年1月11日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号49号は適当と認めます。 議案第94号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第7、議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号170号。
事務局	内容番号170号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧願ひます。本件は先の議案第94号 内容番号49号で合意解約した農地も入っており、農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案7ページをご覧願ひます。売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和4年1月26日、代金の支払期限は

令和4年3月14日、利用調整日は令和4年1月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号170号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は今年4月から新規就農する〇〇の〇〇さんが借受る予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号170号は適当と認めます。
内容番号171号。

事 務 局

内容番号171号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案7ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和4年1月26日から令和8年11月25日までの5年間、利用調整日は令和4年1月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号171号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は昨年11月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇が貸付事業で5年間借りるものです。〇〇は昨年設立された法人で〇〇戸の農家で構成されており、畑作三品と人参を作付けする予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号171号は適当と認めます。

議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号58号から59号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号58号と59号について一括ご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

内容番号58号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。内容番号59号についてご説明致します。借受人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての

農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料6ページと7ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号58号と59号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの離農にともない、〇〇さんと〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族4人で玉ねぎ、小麦、甜菜、人参を。〇〇さんは家族2人で玉ねぎと小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月14日、齋藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号58号から59号は適当と認めます。
内容番号60号。

事務局

内容番号60号についてご説明致します。参考資料は8ページから11ページをご覧ください。本件は昨年もございましたが農地所有適格法人の構成員が受ける贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は〇〇㎡で、土地明細につきましては議案10ページをご覧ください。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。昨年と同様の案件があった際にご説明させていただきましたが、本来、これから農地を所有する者は相続を除いて3条資格者でなければなりません。3条資格者とは農地法第3条第2項各号に該当しない者とされており、それは全ての農地を効率的に利用すること、農作業従事日数が150日以上である、下限面積が2haを超えている、地域調和も問題がないなどを満たしていることを言います。今回の場合、〇〇さん個人は〇〇の代表取締役ではありますが、個人としては3条資格者ではないので許可要件を満たしていないこととなります。しかし、農地所有適格法人の構成員には特例があり、既に、個人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地、この場合、〇〇さんから〇〇に賃貸借権が設定されております。その設定がされていて、なおかつそれをそのまま生かす、継続する場合に限り、農地所有適格法人の構成員への3条による所有権移転は認められることとなっております。なお、その場合の3条資格者であることの確認は既に農地所有適格法人の年1回行う定期報告であったり、賃貸借の申請の際に確認しておりますので確認は不要とされております。以上、農地所有適格法人の構成員の特例のご説明となります。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号60号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから息子の〇〇さんへ贈与するものです。また、贈与後は引き続き、〇〇さんが経営する法人に賃貸借することとなっております。〇〇さんは法人化し、畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件は法人が利用するため、〇〇さん個人が満たす必要はありませんが現在も引き続き農地を適正に利用していることを1月10日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号60号は適当と認めます。
内容番号61号。

事務局	<p>内容番号61号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料13ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
13番	<p>内容番号61号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんから隣接する農地で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、馬鈴薯を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを1月13日、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号61号は適当と認めます。 議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第9、議案第97号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号31号。</p>
事務局	<p>内容番号31号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
16番	<p>内容番号31号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は道道と〇〇さんの住宅の間にある敷地で樹木があり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを1月14日、齋藤委員、重清委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。 内容番号32号。</p>
事務局	<p>内容番号32号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
13番	<p>内容番号32号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は〇〇さんの住宅や倉庫が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを1月3日、安藤委員、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。
議案第97号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第22回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後1時50分